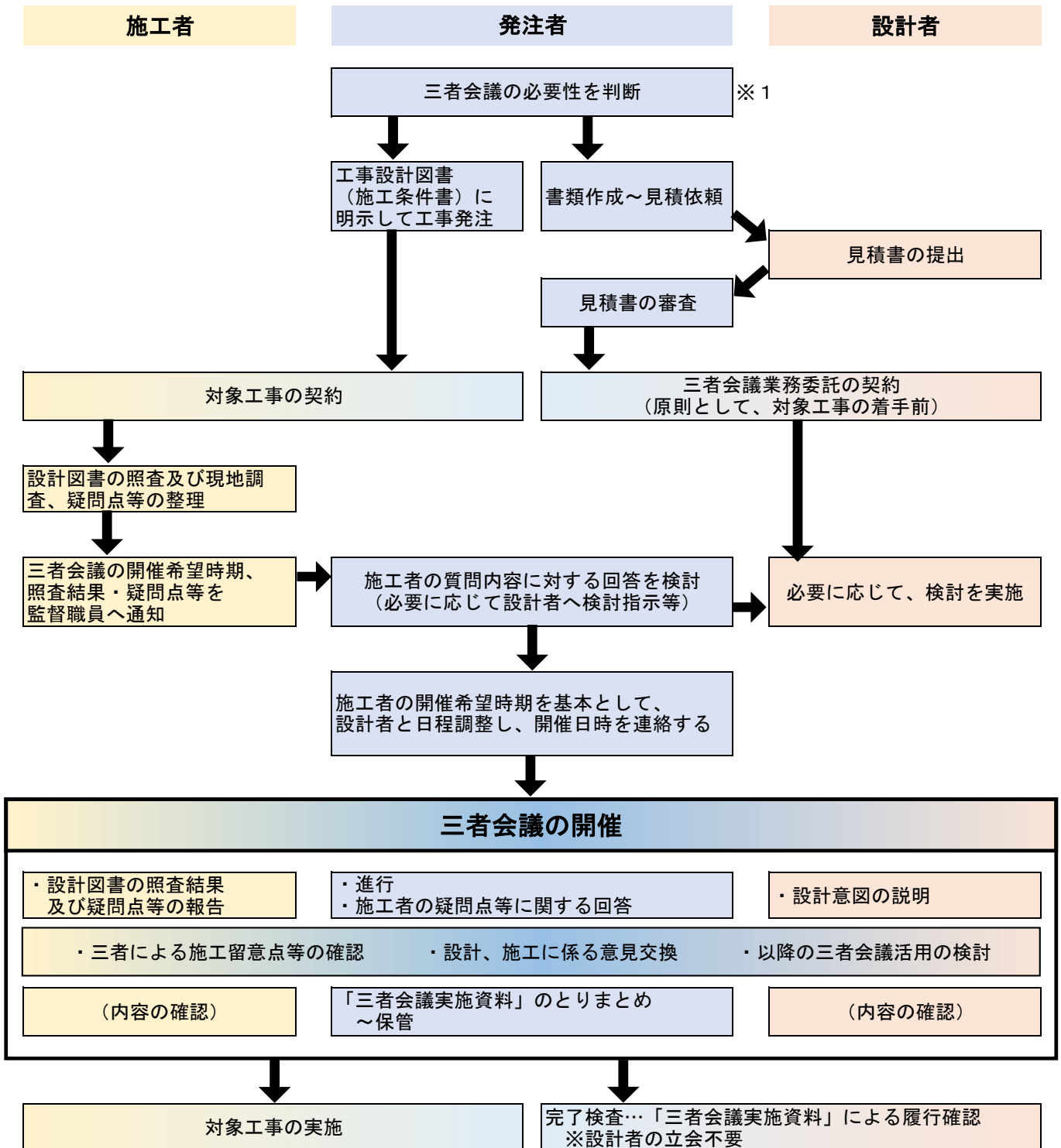


三者会議の標準的な実施フロー

令和2年11月
山口県土木建築部



※1 工事発注時点で発注者が三者会議の対象としなかった工事についても、設計者または施工者から申し出があったものについては、申し出た者の負担において三者会議を開催することが可能。
ただし、申し出を受けて、発注者が必要と認めた工事については、発注者が費用を負担する。